

(制定の主旨)

第1条 一般社団法人日本口腔衛生学会認定歯科衛生士専門審査制度規則（以下「規則」という）の施行にあたって、規則に定めた事項のほかはこの細則にしたがって運営する。

(認定歯科衛生士認定部会)

第2条 認定歯科衛生士認定部会（以下「部会という」）委員の委嘱にあたっては、地域歯科保健活動領域と口腔保健管理領域、ならびに認定医、専門医または認定歯科衛生士を中心とした人選を考慮して行う。

2 部会委員の概ね半数以上は歯科衛生士とする。

第3条 部会は、半数以上の委員の出席で会議を開催する。

2 部会の議事は、規則で定めるほかは部会長を除く出席委員の過半数で決する。可否同数のときは部会長の決するところによる。

(認定単位の算定)

第4条 規則第8条(2)に定める会員の有無及び会員歴は、会費の納入年度をもって把握する。

第5条 規則第8条(3)に定める単位数の算定は、申請年度の4月1日より起算して過去10年間のものとし、以下の各号に従う。

(1) 歯科保健活動経験は、以下の経歴それぞれを10単位とする。ただし、保健所等歯科保健行政機関または企業・健保組合等の健康管理部門に3年以上常勤し、住民の健康と福祉に貢献した者については、a～cを総合して15単位とする。

a 地域の行政へ委員等として2年以上活動に参画し、住民の健康と福祉に貢献した経歴を有する。

b 歯科衛生士会等の役員、委員として2年以上地域保健に関する委員会の活動に参画し、住民の健康と福祉に貢献した経歴を有する。

c 市町村、学校、事業所等の歯科保健活動に2年以上従事し、対象集団の健康に貢献した経歴を有する。

(2) 口腔保健管理に関連する臨床経験は、原則として2年以上計画的に経過観察し、患者の健康に貢献した症例については症例1例を5単位とする。

(3) 歯科大学（大学歯学部を含む、以下同じ）、歯科衛生士養成機関等で口腔衛生学（口腔保健学）に関連する教育指導を受け持った経歴は、1年間あたり常勤者では5単位、非常勤者では年間を通じ1科目あたり2単位とする。

第6条 規則第8条(4)に定める単位数の算定は、申請年度の4月1日より起算して過去10年間のものとし、以下の各号に従う。ただし、同条(4)における「研修参加」とは本条の(1)を、「学会参加」とは本条の(2)を指す。

(1) 研修会等に参加し研修を修了した者。

a 一般社団法人日本口腔衛生学会が主催する認定研修会 1研修会につき10単位。

b 一般社団法人日本口腔衛生学会が主催する地域口腔保健実践者研修会 1研修会につき5単位。

c 一般社団法人日本口腔衛生学会または一般社団法人日本口腔衛生学会関連の学会や研究会（旧・地方会）など、日本歯科衛生士会および日本歯科衛生学会等が主催する口腔衛生学（口腔保健学）に関連する学術研修会等 1研修会につき4単位。

d その他部会が認定する口腔衛生学（口腔保健学）に関連する学術研修会等 1研修会につき2単位。

e 歯科大学または歯科衛生士養成機関の口腔衛生学（口腔保健学）に関連する講座あるいは部会が認定する研究機関・研究会に定期的継続的に参加し研修した者。

(i) 大学院生等で常時研修した場合 1年間で10単位。

(ii) 月1回以上定期的に開催される研修に2年以上継続して参加した場合 1年間で5単位。

(iii) 国立保健医療科学院の研修課程を修了した場合 5単位

(2) 一般社団法人日本口腔衛生学会会員として以下の学会に参加した者。

a 一般社団法人日本口腔衛生学会（一般社団法人日本口腔衛生学会関連の学会や研究会（旧・地方会）などを含む） 1回5単位。

b 日本歯科医学会総会および日本歯科衛生学会学術大会 1回4単位。

- c 部会が認定する口腔衛生学（口腔保健学）に関連する国際学会 1回4単位。
- d その他委員会が認定する口腔衛生学（口腔保健学）に関連する学会 1回2単位。

第7条 規則第8条（5）に定める単位数の算定は、申請年度の4月1日より起算して過去10年間のものとし、以下の各号に従う。

- (1) 研究論文、症例報告等を学会誌あるいは日本歯科衛生学会雑誌等の部会が認定した雑誌等に公表した者。
 - a 筆頭著者 1論文（報告）ごとに10単位。
 - b 他の著者 1論文（報告）ごとに5単位。
- (2) 部会が認定した総説（共著書の一部を分担執筆を含む）、啓発・解説書を公表した者。
 - a 単独執筆あるいは筆頭著者 1論文ごとに10単位。
 - b 共同執筆で筆頭著者以外の者 1論文ごとに5単位。
- (3) 一般社団法人日本口腔衛生学会（一般社団法人日本口腔衛生学会関連の学会や研究会（旧・地方会）などを含む）および日本歯科衛生学会学術大会で学会会員として学術発表した者。
 - a 発表者 1発表ごとに5単位。
 - b 共同報告者 1発表ごとに2単位
- (4) 一般社団法人日本口腔衛生学会が行う歯科衛生士研究活動支援事業に申請し、サポーターメンバーの指導のもとで、研究活動を遂行中の者 3単位。

（申請書類）

第8条 認定申請書類のうち様式を定めるものは、様式に従う。

- 2 規則第8条（5）に該当する論文等は、別刷あるいは写しを添付する。

（認定審査等）

第9条 規則第10条で定める審査は、少なくとも年1回行う。ケースプレゼンテーション等による試験審査の期日・場所等は開催日より30日以上前に本人に宛てて文書で通知する。

- 2 規則第10条2項に定める試験審査は、認定医、専門医または認定歯科衛生士の資格を有する複数の部会委員によって行う。

（認定にかかる費用）

第10条 規則第9条、第11条及び第14条に定める費用は、以下の通りとする。

- (1) 認定審査料 1回 10,000円
- (2) 更新審査料 1回 5,000円

（研 修）

第11条 一般社団法人日本口腔衛生学会は、本施行細則第7条（1）aに定める研修会等を少なくとも年1回開催する。

- 2 開催にかかる費用は、研修参加者から受講料等として徴収できる。

（その他）

第12条 本施行細則の改廃は、理事会において議決し、社員総会、会員総会に報告する。

附 則

- 1 本施行細則は、平成22年10月7日から施行し、平成23年4月1日から適用する。
- 2 規則の施行にあたり、規則附則第2条に定める暫定措置は、本施行細則にも適用する。
- 3 本施行細則は、平成23年10月9日から施行する。
- 4 本施行細則は、平成25年5月16日から施行する。
- 5 本施行細則は、平成29年5月31日から施行する。
- 6 本施行細則は、平成30年5月18日から施行する。
- 7 本施行細則は、令和5年5月19日から施行する。